

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月8日
【四半期会計期間】	第108期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社ティラド
【英訳名】	T.RAD Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嘉納 裕躬
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
【電話番号】	03（3373）1101
【事務連絡者氏名】	常務取締役 百瀬 芳孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
【電話番号】	03（3373）1101
【事務連絡者氏名】	常務取締役 百瀬 芳孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第107期 第3四半期連結 累計期間	第108期 第3四半期連結 累計期間	第107期 第3四半期連結 会計期間	第108期 第3四半期連結 会計期間	第107期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	78,441	45,466	21,852	15,798	90,627
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	1,006	1,092	794	228	1,532
四半期(当期)純利益又は純損失 ( )(百万円)	504	1,531	979	107	4,078
純資産額(百万円)	-	-	29,838	24,696	24,507
総資産額(百万円)	-	-	73,835	60,562	63,302
1株当たり純資産額(円)	-	-	411.18	337.21	337.27
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は純損失金額( )(円)	6.97	21.52	13.66	1.51	56.55
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	1.50	-
自己資本比率(%)	-	-	39.7	39.6	37.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,059	3,585	-	-	7,731
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,499	2,528	-	-	5,924
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	831	1,503	-	-	149
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	5,164	5,697	6,080
従業員数(人)	-	-	3,091	2,928	3,043

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 第107期、第107期第3四半期連結累計(会計)期間及び第108期第3四半期連結累計期間における、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	2,928 (119)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数は当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	1,547
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
各種熱交換器の製造・販売事業	15,785	25.7
合計	15,785	25.7

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主に、各納入先より生産計画の提示を受け、これに基づき当社グループの生産能力を勘案して、生産計画を立て見込生産を行っております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
各種熱交換器の製造・販売事業	15,780	27.5
その他事業	17	79.2
合計	15,798	27.7

(注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日		当第3四半期連結会計期間 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
トヨタ自動車(株)	2,778	12.7	2,242	14.2

2 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間の経済環境は、昨年後半からの景気の悪化は持ち直してきており、企業収益も緩やかに改善し、設備投資も下げ止まりを見せておりますが、個人消費は弱めの動きとなっており、今後の改善については不透明な状況となっております。

このような状況のなか当社グループの売上は、第3四半期に入り、得意先の在庫調整も終了しつつあり増加に転じております。第2四半期までの減少の影響が大きく、前年比大幅な減少となっております。国内においては、自動車用では、乗用系を中心に回復はしてきているものの、建設産業機械用については一部得意先の在庫調整が続き、回復が遅れております。海外においては、中国での自動車用・建設産業機械用の熱交換器の増加はありましたが、北米・欧州での自動車用・建設産業機械用の減少、アジア・欧州での空調用の減少もあり、大幅な減少となりました。この結果、連結売上高は大幅なマイナスとなりました。

利益面につきましては、売上回復の影響と、親会社単体・海外子会社とも収益改善に努めた結果、黒字となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は前年同四半期比6,053百万円減少し、15,798百万円（前年同四半期比27.7%減）、営業損益は前年同四半期比689百万円増加し、326百万円の営業利益、経常損益は前年同四半期比1,022百万円増加し、228百万円の経常利益、四半期純損益は前年同四半期比1,087百万円増加し、107百万円の四半期純利益となりました。

当社グループの主要セグメントである、各種熱交換器の製造・販売事業における用途別製品販売の概況は以下のとおりです。

#### 自動車用

親会社単体においては、得意先の在庫調整により、大幅な減少となりました。乗用系は需要の落ち込みに歯止めがかかってきましたが、商用系やトラックの需要は回復がこれからであり、苦戦が続いています。海外においては、欧州T.RAD Czech s.r.o.において四輪車用が新規受注により増加となり、また中国の東洋熱交換器（中山）有限公司でも販売は順調ですが、北米T.RAD North America, Inc.においてはSUV車の不振などにより大幅に減少しました。この結果、自動車用熱交換器の売上高は前年同四半期比2,345百万円減少し、9,108百万円（前年同四半期比20.5%減）となりました。

#### 建設産業用

親会社単体においては、得意先の在庫調整の遅れが長引き大幅な減少となりました。海外においては、中国では販売は増加となっておりますが、北米・欧州では需要の回復が遅く大幅減少となりました。この結果、建設産業機械用熱交換器の売上高は前年同四半期比2,832百万円減少し、4,217百万円（前年同四半期比40.2%減）となりました。

#### 空調用

親会社単体においては、景気の後退により減少となっており、タイ・中国・欧州子会社においても、冷夏、不況の影響、並びに取引先の内製化の進展により生産は減少となりました。この結果、空調機器用熱交換器の売上高は前年同四半期比868百万円減少し、1,522百万円（前年同四半期比36.3%減）となりました。

#### その他

その他用の売上高は前年同四半期比59百万円増加し、932百万円（前年同四半期比6.8%増）となりました。

なお、その他事業セグメントにつきましては、前年同四半期比67百万円減少し、17百万円（前年同四半期比79.2%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

本国は、自動車用・建設産業機械用熱交換器を中心に減少し、売上高は前年同四半期比4,406百万円減少し11,817百万円（前年同四半期比27.2%減）となりましたが、利益については、固定費削減等収益改善に努めた結果、営業損益は前年同四半期比457百万円増加し211百万円の営業利益となりました。

北米地域は、主に自動車用の売上減少により、売上高は前年同四半期比1,323百万円減少し1,539百万円（前年同四半期比46.2%減）となりましたが、収益性改善の結果、営業損益は前年同四半期比80百万円増加し、24百万円の営業利益となりました。

欧州地域は、新規受注による若干の増加がありましたが、空調用をはじめ総じて減少し、売上高は前年同四半期比107百万円減少し676百万円（前年同四半期比13.7%減）となり、営業損益は前年同四半期比25百万円減少し105百万円の営業損失となりました。

アジア地域は、中国子会社では自動車用熱交換器の増加や、好調な建設産業機械用熱交換器の売上の反面、中国・タイ子会社での空調用熱交換器の大幅な減少により、売上高は前年同四半期比215百万円減少し1,764百万円（前年同四半期比10.9%減）となりましたが、営業損益は前年同四半期比210百万円増加し197百万円の営業利益となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当第３四半期連結会計期間末における現金および現金同等物は、5,697百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,536百万円の増加（前年同四半期は2,523百万円の増加）となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益が287百万円増加したことと、減価償却費による1,128百万円の増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、30百万円の減少（前年同四半期は1,602百万円の減少）となりました。有形固定資産の取得による312百万円の減少があったものの、有価証券の売却による197百万円の増加があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、364百万円の減少（前年同四半期は740百万円の減少）となりました。これは、主に短期借入の純増減による318百万円の減少によるものです。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（４）研究開発活動

当第３四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、431百万円であります。

なお、当第３四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	74,777,392	74,777,392	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	74,777,392	74,777,392	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。



(2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	385個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	385,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 535円(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 535円 資本組入額 268円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき(時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づき発行した新株予約権は、以下の通りであります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）	
新株予約権の数	334個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	334,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 481円（注）3
新株予約権の行使期間	平成20年7月4日～ 平成23年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 481円 資本組入額 241円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）	
新株予約権の数	374個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	374,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 723円（注）3
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～ 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 723円 資本組入額 362円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）	
新株予約権の数	397個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	397,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 552円（注）3
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～ 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 552円 資本組入額 276円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、以下の通りであります。

株式会社ティラド第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)		(平成21年9月29日発行) (平成21年9月9日取締役会決議)
		第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)		4,000
新株予約権の数		40個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		-
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		13,333,333株
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 300円(注)1
新株予約権の行使期間		平成21年9月30日～ 平成24年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 300円 資本組入額 150円
新株予約権の行使の条件		各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権付社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項		本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)2

(注)1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (a) 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき
- (b) 株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき
- (c) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき
- (d) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

- 2 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ( )当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに行う可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本号 の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(a)新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(b)新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(c)新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、本号 (c)( )又は( )に従う。なお、転換価額は(注)1と同様の調整に服する。

( )合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又はその他の財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

( )本号 (c)( )以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(d)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権にかかる承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

(e)新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日である平成24年9月26日までとする。

(f)その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとするほか、本新株予約権と同様の条件に服する。

(g)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5 を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(h)組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権と同様の取り扱いを行う。

(i)その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

当社は、本号 の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項の趣旨に従う。

3 大和証券エスエムピー株式会社(以下「大和証券SMBC」といいます。)は、一定の条件のもと、一定の範囲内でその保有する本新株予約権を行使することを当社に約しており、概要は以下のとおりです。

1. 大和証券SMBC による新株予約権の権利行使義務

大和証券SMBC は、平成21年11月1日以降、本新株予約権付社債に付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の行使期間の最終日(行使期間の最終日が暦月末日でない場合前月末日とする。)までの間の各暦月(以下「行使義務期間」といいます。)の各暦月において、以下の<条件>をすべて満たす場合には、以下の<行使数>の本新株予約権を行使しなければならないとされています。

<条件>

当社が日本証券業協会の「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に定めるMSCB等を発行しておらず、かつ発行することを検討していないこと、及び

当該暦月の前月に10取引日連続で東京証券取引所における当社の普通株式の終値がその時点において有効な転換価額の120%を上回ること

<行使数>

以下の( )から( )のうち、いずれか最も少ない数

( ) 2個

( ) 前月1ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の出来高の合計の10%にその時点において有効な転換価額を乗じた数を1億円で除した数(1個未満の端数は切り捨てる。)

( ) 当該暦月の月初に残存する本新株予約権の数

2. 例外

行使義務期間の各暦月において以下の(a)又は(b)のいずれかに掲げる事由等が生じた場合、当該暦月における本新株予約権の行使義務は消滅するものとされます。

(a) 東京証券取引所における当社の普通株式の終値が、その時点において有効な転換価額の108%を下回った日が当該暦月に1日でも存在する場合

(b) 東京証券取引所における当社の普通株式の直近30連続取引日の売買高の合計が本新株予約権付社債の発行日からさかのぼる30連続取引日の売買高の合計の50%未満となった日が当該暦月に1日でも存在する場合

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	74,777,392	-	7,245	-	5,905

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,578,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 70,658,000	70,658	-
単元未満株式	普通株式 541,392	-	-
発行済株式総数	74,777,392	-	-
総株主の議決権	-	70,658	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3-25-3	3,578,000	-	3,578,000	4.78
計	-	3,578,000	-	3,578,000	4.78

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	165	230	240	234	273	265	260	244	211
最低(円)	129	152	191	197	214	221	197	185	186

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,164	6,207
受取手形及び売掛金	3 15,447	3 16,799
有価証券	1,665	1,349
商品及び製品	1,395	1,291
仕掛品	467	436
原材料及び貯蔵品	2,987	3,555
その他	1,839	1,346
貸倒引当金	47	46
流動資産合計	27,920	30,939
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 5,984	1 5,704
機械装置及び運搬具(純額)	1 9,392	1 9,458
その他(純額)	1 7,205	1 8,517
有形固定資産合計	22,581	23,680
無形固定資産		
その他	428	359
無形固定資産合計	428	359
投資その他の資産		
投資有価証券	8,353	6,997
その他	1,302	1,347
貸倒引当金	23	23
投資その他の資産合計	9,632	8,321
固定資産合計	32,642	32,362
資産合計	60,562	63,302
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,720	9,408
短期借入金	12,665	17,511
未払法人税等	69	107
賞与引当金	448	666
製品保証引当金	127	174
その他	3,402	5,141
流動負債合計	26,433	33,010
固定負債		
新株予約権付社債	4,027	-
長期借入金	1,718	1,918
退職給付引当金	383	372

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
役員退職慰労引当金	4	8
負ののれん	41	43
その他	3,258	3,440
固定負債合計	9,433	5,783
負債合計	35,866	38,794
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,245	7,245
資本剰余金	6,077	6,077
利益剰余金	13,246	14,850
自己株式	1,119	1,118
株主資本合計	25,450	27,054
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	71	1,238
繰延ヘッジ損益	22	75
為替換算調整勘定	1,489	1,725
評価・換算差額等合計	1,441	3,039
新株予約権	139	117
少数株主持分	548	375
純資産合計	24,696	24,507
負債純資産合計	60,562	63,302

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	78,441	45,466
売上原価	72,158	42,619
売上総利益	6,283	2,847
販売費及び一般管理費		
荷造及び発送費	1,022	620
製品保証引当金繰入額	91	5
給料及び手当	1,057	885
賞与引当金繰入額	114	77
退職給付引当金繰入額	55	81
福利厚生費	633	532
研究開発費	877	609
その他	1,459	1,173
販売費及び一般管理費合計	5,312	3,987
営業利益又は営業損失( )	971	1,139
営業外収益		
受取利息	58	46
受取配当金	172	107
持分法による投資利益	327	410
為替差益	-	20
デリバティブ評価益	-	82
その他	218	210
営業外収益合計	776	876
営業外費用		
支払利息	341	287
投資有価証券評価損	255	120
投資有価証券売却損	-	76
為替差損	108	-
匿名組合投資損失	-	311
その他	35	33
営業外費用合計	741	829
経常利益又は経常損失( )	1,006	1,092
特別利益		
固定資産売却益	4	85
抱合せ株式消滅差益	2	-
持分変動利益	-	7
特別利益合計	6	92
特別損失		
固定資産売却損	15	1
固定資産除却損	108	40
投資有価証券評価損	790	-
特別退職金	50	-
その他	-	4
特別損失合計	964	46
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	48	1,045

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
法人税、住民税及び事業税	300	309
法人税等還付税額	146	-
法人税等調整額	362	139
法人税等合計	516	448
少数株主利益	36	37
四半期純損失( )	504	1,531

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	21,852	15,798
売上原価	20,665	14,253
売上総利益	1,186	1,545
販売費及び一般管理費		
荷造及び発送費	294	229
製品保証引当金繰入額	60	-
給料及び手当	223	247
賞与引当金繰入額	114	77
退職給付引当金繰入額	18	25
福利厚生費	146	141
研究開発費	276	153
その他	415	342
販売費及び一般管理費合計	1,550	1,218
営業利益又は営業損失( )	363	326
営業外収益		
受取利息	7	6
受取配当金	66	24
持分法による投資利益	43	177
デリバティブ評価益	-	9
その他	35	23
営業外収益合計	153	241
営業外費用		
支払利息	110	94
投資有価証券評価損	222	-
為替差損	251	63
匿名組合投資損失	-	174
その他	0	6
営業外費用合計	584	339
経常利益又は経常損失( )	794	228
特別利益		
固定資産売却益	2	11
製品保証引当金戻入額	-	54
役員賞与引当金戻入益	21	-
持分変動利益	-	7
特別利益合計	23	72
特別損失		
固定資産売却損	0	1
固定資産除却損	44	11
投資有価証券評価損	221	-
特別損失合計	266	13
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	1,037	287
法人税、住民税及び事業税	41	86
法人税等還付税額	146	-
法人税等調整額	49	77

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
法人税等合計	55	164
少数株主利益又は少数株主損失( )	2	15
四半期純利益又は四半期純損失( )	979	107

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	48	1,045
減価償却費	3,283	3,284
のれん償却額	42	1
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	5	4
退職給付引当金の増減額( は減少)	135	5
貸倒引当金の増減額( は減少)	2	1
賞与引当金の増減額( は減少)	714	217
役員賞与引当金の増減額( は減少)	60	-
製品保証引当金の増減額( は減少)	1	48
受取利息及び受取配当金	221	149
支払利息	341	287
持分法による投資損益( は益)	327	410
有形固定資産除却損	108	40
有形固定資産売却損益( は益)	11	83
売上債権の増減額( は増加)	1,959	1,426
たな卸資産の増減額( は増加)	96	530
仕入債務の増減額( は減少)	277	100
有価証券売却損益( は益)	58	41
有価証券評価損益( は益)	1,046	120
その他の流動資産の増減額( は増加)	539	520
その他の流動負債の増減額( は減少)	275	155
その他	397	411
小計	6,107	3,923
利息及び配当金の受取額	297	255
利息の支払額	344	243
法人税等の支払額	1,001	349
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,059	3,585
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	92	2,245
有価証券の売却による収入	216	2,394
有形固定資産の取得による支出	3,503	2,791
有形固定資産の売却による収入	112	292
投資有価証券の取得による支出	554	1,508
投資有価証券の売却による収入	101	1,372
その他	220	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,499	2,528



(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	4,290	5,012
長期借入れによる収入	10	65
長期借入金の返済による支出	187	243
社債の発行による収入	-	3,986
社債の償還による支出	4,000	-
少数株主からの払込みによる収入	49	128
自己株式の取得による支出	308	1
自己株式の売却による収入	19	-
配当金の支払額	582	71
少数株主への配当金の支払額	2	-
その他	119	355
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>831</b>	<b>1,503</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	240	63
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	488	383
現金及び現金同等物の期首残高	4,661	6,080
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	14	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,164	5,697

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間において、TRM Corporation B.V.よりTRM LLCに新たに出資を行ったため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 11社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 関連会社であった東升熱交換器工業(股)は、第2四半期連結会計期間において、株式の売却により関連会社でなくなったため、持分法の適用範囲より除外しております。なお、第2四半期連結会計期間末に持分法の適用範囲から除外したため、第2四半期連結累計期間を通じて持分法を適用し、その持分を持分法による投資損益に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 5社</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

デリバティブ取引における評価損益は、前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「投資有価証券評価損」として掲記しておりましたが、より適切に取引実態を表すため、区分掲記することと致しました。その結果、当第3四半期連結累計期間は評価益のため「デリバティブ評価益」として掲記しております。

なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「投資有価証券評価損」に含まれるデリバティブ取引における評価損は255百万円であります。

匿名組合への投資損益は、前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「受取利息」「その他」、及び営業外費用の「その他」として掲記しておりましたが、より適切に取引実態を表すため、区分掲記することと致しました。その結果、当第3四半期連結累計期間は損失のため、営業外費用の「匿名組合投資損失」として掲記しております。

なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「受取利息」「その他」、及び営業外費用の「その他」に含まれる匿名組合への投資損益はそれぞれ2百万円、31百万円、8百万円であります。

当第3四半期連結会計期間  
(自平成21年10月1日  
至平成21年12月31日)

(四半期連結貸借対照表)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前第3四半期連結会計期間末において、「製品」「半製品」「原材料」「仕掛品」「その他」として掲記されていたものは、当第3四半期連結会計期間末から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前第3四半期連結会計期間末の「製品」「半製品」「原材料」「仕掛品」「その他」として掲記されていた「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ2,721百万円、518百万円、4,192百万円であります。

前第3四半期連結会計期間末において、「無形固定資産」に表示しておりました「のれん」は重要性が減少したため、当第3四半期連結会計期間末では「無形固定資産」の「その他」にふくめて掲記することとしました。なお、当第3四半期連結会計期間末の「無形固定資産」の「その他」に含まれる「のれん」は24百万円であります。

(四半期連結損益計算書)

デリバティブ取引における評価損は、前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「投資有価証券評価損」として掲記しておりましたが、より適切に取引実態を表すため、区分掲記することと致しました。その結果、当第3四半期連結会計期間は評価益のため「デリバティブ評価益」として掲記しております。

なお、前第3四半期連結会計期間の営業外費用の「投資有価証券評価損」に含まれるデリバティブ取引における評価損は222百万円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 47,492百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 44,903百万円
2 偶発債務 従業員の金融機関からの住宅資金借入に対する保証予約 0百万円 関連会社の金融機関からの借入に対する保証予約 青島東洋熱交換器有限公司 188百万円	2 偶発債務 従業員の金融機関からの住宅資金借入に対する保証予約 0百万円 関連会社の金融機関からの借入に対する保証予約 青島東洋熱交換器有限公司 201百万円
3 手形割引及び裏書譲渡は、次のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 263百万円	3 手形割引及び裏書譲渡は、次のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 24百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) 百万円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) 百万円
現金及び預金 5,295	現金及び預金 4,164
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 137	有価証券 1,665
MMF 6	計 5,830
現金及び現金同等物 5,164	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 58
	債券他 73
	現金及び現金同等物 5,697

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 74,777千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,580千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	内訳	当第3四半期連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成18年新株予約権	37
	平成19年新株予約権	66
	平成20年新株予約権	35
合計		139

(注) 1 平成18年の新株予約権は、権利行使可能なものです。

2 平成19年の新株予約権は、権利行使可能なものです。

3 平成20年の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	71	1	平成21年3月31日	平成21年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「各種熱交換器の製造・販売事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	16,224	2,863	784	1,980	21,852	-	21,852
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	714	10	7	65	797	(797)	-
計	16,938	2,874	791	2,045	22,650	(797)	21,852
営業利益又は営業損失( )	246	56	79	13	395	( 32)	363

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,817	1,539	676	1,764	15,798	-	15,798
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	578	7	35	16	637	(637)	-
計	12,396	1,547	711	1,780	16,436	(637)	15,798
営業利益又は営業損失( )	211	24	105	197	327	(1)	326

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	53,442	10,068	5,356	9,574	78,441	-	78,441
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,870	56	108	280	3,316	(3,316)	-
計	56,313	10,124	5,465	9,855	81,758	(3,316)	78,441
営業利益又は営業損失( )	329	14	92	696	947	(23)	971

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	30,616	5,598	2,311	6,940	45,466	-	45,466
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,792	20	86	62	1,961	(1,961)	-
計	32,408	5,618	2,398	7,002	47,428	(1,961)	45,466
営業利益又は営業損失( )	1,360	61	414	555	1,157	(18)	1,139

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 本国以外の区分に属する主な国又は地域
  - (1) 北米.....米国
  - (2) 欧州.....イタリア、チェコ
  - (3) アジア.....タイ、中国、インドネシア

3. 会計方針の変更

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

( 棚卸資産の評価に関する会計基準 )

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失が、本国内で215百万円増加しております。

( 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い )

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失が、欧州で8百万円減少しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	2,809	864	2,119	150	5,943
連結売上高（百万円）					21,852
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.9	4.0	9.7	0.7	27.2

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	1,474	783	1,921	166	4,344
連結売上高（百万円）					15,798
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	9.3	5.0	12.2	1.1	27.5

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	9,867	6,692	10,225	362	27,148
連結売上高（百万円）					78,441
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.6	8.5	13.0	0.5	34.6

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	5,430	2,592	7,139	349	15,512
連結売上高（百万円）					45,466
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	11.9	5.7	15.7	0.8	34.1

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....ベルギー、フランス、英国、イタリア、チェコ、ドイツ

(3) アジア.....インド、タイ、中国、インドネシア

(4) その他.....アフリカ、南米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。



(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 時価のある有価証券

その他有価証券

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	4,815	5,055	240
債券	1,117	701	415
その他	911	722	188
計	6,844	6,480	364

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

対象物の種類が複合金融商品関連及び商品関連であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(1) 複合金融商品関連

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	他社株転換社債等	765	331	434
	合計	765	331	434

(2) 商品関連

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	商品スワップ取引	135	88	46
	合計	135	88	46

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 337.21円	1株当たり純資産額 337.27円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失( ) 6.97円	1株当たり四半期純損失( ) 21.52円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額( )		
四半期純損失( )(百万円)	504	1,531
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( ) (百万円)	504	1,531
期中平均株式数(千株)	72,436	71,199

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失( ) 13.66円	1株当たり四半期純利益 1.51円 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 1.46円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は純損失金額( )		
四半期純利益又は純損失( )(百万円)	979	107
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は純損失( )(百万円)	979	107
期中平均株式数(千株)	71,735	71,197
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	16
普通株式増加数(千株)	-	13,362
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月5日

株式会社ティラド  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 櫓 孝 次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 岡 喜 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティラドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティラド及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

株式会社ティラド  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 櫓 孝 次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 田 誠 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティラドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティラド及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。